

柏崎市福祉保健部福祉課障害福祉係 非常勤職員募集要項

令和8（2026）年1月26日

柏崎市福祉保健部福祉課

1 募集期間

令和8（2026）年1月26日（月）から2月6日（金）17時まで

※応募状況により、期間の短縮、延長をする場合があります。

2 採用職種・人数・勤務場所

採用職種	採用予定数	勤務場所
手話通訳職員	1人	福祉課 障害福祉係 (柏崎市役所 1階)

3 任用期間

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで

※ただし、任用期間満了後、勤務成績が良好であり、かつ、業務上必要がある場合は、再度任用される場合があります。

4 業務内容

- 聴覚障がい者の市役所での各種手続きにおける手話通訳、その他の相談対応。
- 聴覚障がい者の意思疎通支援のための手話通訳の派遣調整及び関連する事務。
- その他、課内の事務補助及び課長が必要と認める業務。

5 勤務時間・報酬等

(1) 勤務日

原則、毎週月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除きます。）

(2) 勤務時間

ア 8時30分から16時30分まで（うち、休憩時間60分）

イ 9時00分から17時00分まで（うち、休憩時間60分）

※アかイのいずれかを選択することができます。

(3) 報酬月額：164,000円

※勤務した月の翌月21日に支給します（21日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の平日）。

※勤務時間外に勤務した場合は、時間外勤務手当を支給します。

※欠勤した場合は、欠勤時間分を差し引いて支給します。

(4) 費用弁償

通勤距離が片道 2 km 以上で、自動車又は自転車で通勤する場合に、通勤に係る費用弁償を支給します。支給額は通勤距離により異なります。

(例 2 km 以上 4 km 未満 : 2,900 円、4 km 以上 6 km 未満 : 4,000 円)

(5) 期末手当

報酬月額の年間 1. 4 5 月分を 6 月と 12 月にそれぞれ 0.725 月分ずつ支給します。

※ただし、本募集における勤務期間の最初の支給月に当たる令和 8 (2026) 年 6 月は、0.725 月分の 30% を支給します。

(6) 勤勉手当

報酬月額の年間 1. 0 2 5 月分を 6 月と 12 月にそれぞれ 0.5125 月分ずつ支給します。

※ただし、本募集における勤務期間の最初の支給月に当たる令和 8 (2026) 年 6 月は、0.5125 月分の 30% を支給します。

(7) 年次有給休暇等

任用開始時に 11 日付与されます。1 日又は 30 分単位で取得できます。その他、有給の特別休暇もあります。

(8) 社会保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

6 面接日時・面接会場・選考方法

(1) 面接日時：令和 8 (2026) 年 2 月 19 日 (木) 午後を予定しています。

※開始時間や会場などは、応募締切後、2 日以内に御連絡します。

(2) 選考方法

面接試験 (15 分～30 分程度)

7 応募資格・応募方法・応募期限

(1) 応募資格

ア 次のいずれかの資格、経験及びそれに準ずると認められる方

(ア) 手話通訳士

手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた方

(イ) 手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された方

(ウ) 手話奉仕員

市町村が実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録され、
「手話通訳者」と同等と認められる方

- イ パソコンのワード・エクセルで文書作成ができる方
- ウ 性別、学歴は問いません。

(2) 応募方法

以下の書類を、持参又は郵送により、福祉課障害福祉係（14番窓口）へ御提出ください。

- ア ハローワークの紹介状
- イ 市指定履歴書（写真貼付）

(3) 応募期限

令和8（2026）年2月6日（金）午後5時必着

8 その他

この応募は、令和8（2026）年度の予算成立を前提に実施しています。予算成立状況により、本募集を変更又は解除する場合があります。

【お問合せ先】

柏崎市福祉保健部福祉課障害福祉係（担当：佐藤）

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

TEL：0257-21-2299 FAX：0257-21-1315